

仕 様 書

1 業務名称

令和8年度大阪エリアにおける子育て支援及び多世代交流施策の検討・実施業務

2 目的

UR都市機構（以下、「発注者」という。）では、近年の共働き世帯の増加等を踏まえ、長期休暇中における日中の子どもの居場所づくりによる子育て世帯の負担軽減を図るとともに、今後、子育て世代等の様々な世代がつながる住みよいまちづくりを目指し、社会課題の一助に繋がる取組として『DANCHI つながる一む～夏休みは団地で楽しもう！～』*1を令和5年度から実施している。

本業務は「ゆるやかに、くらしつながる。」*2の実現に向け、団地内の集会所等、豊かな共用部を活用し、長期休暇中の子どもの居場所の運営、取り組みの検討等を行うことを目的とする。

*1https://www.ur-net.go.jp/west/press/jni4dd0000005tq4-att/20230707_communication_site.pdf

https://www.ur-net.go.jp/west/press/ip8i2r0000004drf-att/20240702_ur_connect.pdf

https://www.ur-net.go.jp/west/press/j2ic97000000q741-att/20250630_danchi_tsunagaroom.pdf

*2https://www.ur-net.go.jp/aboutus/press/j2ic97000000q9ha-att/ur2025_press_0701_statement.pdf

3 履行期間

令和8年4月1日から令和8年10月31日まで

4 業務対象範囲

以下のURが管理する6団地。

- ・ 東豊中第2（豊中市）
- ・ アルビス旭ヶ丘（豊中市）
- ・ 森之宮第2（大阪市城東区）
- ・ 香里ヶ丘みずき街（枚方市）
- ・ 鶴山台（和泉市）
- ・ 泉北竹城台二丁（堺市南区）

※各団地原則5日間の実施期間とする

※集会所の使用状況に応じて、開放日時等は発注者と別途協議の上決定する

※状況に応じて、業務対象団地は受注者と発注者の協議の上変更する

5 業務内容

(1) 集会所等の団地共用部を活用した夏休み期間中*3の平日日中の子どもの居場所づくり

- ① 業務対象団地（6団地予定）の集会所開放・管理（設営、施錠管理含む）
- ② 開放時の見守り体制の構築
- ③ 入出・退出管理
- ④ 来場者等にアンケートを実施の上、日報報告を実施（来場者数や来場属性報告、写真等

による記録)

※アンケートの項目・様式については発注者が提供する

- ⑤ 期間中のリピート来場を促す仕組みの運用（出席カード等）
 - ⑥ 運営期間中、集会室内の簡易清掃
 - ⑦ 緊急連絡網の構築
 - ⑧ 保険の加入等
 - ⑨ 開催中であることを示すために集会所付近へののぼり、ポスター等の設置・撤去
 - ⑩ そのほか、施策・実施に係る消耗品等の準備・整理・運搬等、付随する業務
- (2) (1) の実施にあたり必要な備品の現況確認及び整理
- ① 業務を実施する集会所内の椅子、テーブル等の備品の数の確認
 - ② 業務を実施する集会所までの導線の確認
 - ③ 業務を実施する集会室の確認
 - ④ 業務を実施する集会所の鍵の授受方法の確認。なお、実施期間中の鍵の管理は受注者が実施するものとする
- (3) (1) を実施し、必要となる備品・設備・運営方法等の課題抽出及び提案
- ① アンケートの結果のとりまとめ及び分析(6団地エリア)
 - ② 現地での着実なアンケート取得（保護者・子ども）、及び子どもだけで来場している者の保護者に対するアンケート案内
 - ③ 実施報告のとりまとめ（(3) ①も含めたものとする）
 - ④ アンケート結果・実施内容をまとめた簡易プレゼンテーション・シートの作成

*3 夏休み期間中…2026年7月21日（火曜日）～2026年8月21日（金曜日）を想定

6 提出成果

- (1) 報告書 1式（作成したアプリケーションの元データとPDFデータ）
- ※なお、成果物の規格、仕様、授受方法等については、発注者と協議するものとする。
- ※成果物については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく基本方針（令和7年1月版）の判断基準を満たしていること。

7 再委託について

- (1) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。
- ① 業務の履行管理、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等
 - ② 分析業務等における手法の決定、及び技術的判断
- (2) 受注者は、7（1）に規定する業務以外について再委託を行う場合は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。
- (3) 上記(2)の規定により再委託を行う場合においては、次に掲げる要件を満たさねばならない。
- ・受注者と再委託の相手方との契約を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させること。

8 留意事項

- (1) 業務の履行上、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構担当者と協議を行うものとする。

9 その他

(1) 法令及び条例等の関係諸法規を順守すること。

(2) 成果物等に誤りが発見された場合は、本業務の成果物の引渡し後においても、受託者の責任において補正すること。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報等の保護に関する特約条項第1条に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

① 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。

② 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。

③ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。

④ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

以 上